

## 最低賃金の改定について <労働手帳 P24>

神奈川県(地域別) 時間額 **1,071 円**

[発効日] 令和4年10月1日

※特定(産業別)最低賃金も時間額1,071円が適用されます。

参考：近隣都県の最低賃金改定（地域別）

東京都	静岡県	山梨県	埼玉県	千葉県
1,072円	944円	898円	987円	984円
発効日…静岡県10/5、山梨県10/20、他3都県は10/1。 ※特定（産業別）最低賃金は都県により異なります。				